兵庫地方最低賃金審議会

第３回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和８年９月 14 日（月） ９時 25 分～10 時 46 分	
兵庫労働局　第３共用会議室	
公益委員	三上委員
労働者委員	圓行委員、片山委員、田川委員
使用者委員	伊藤委員、鈴木委員
事務局	丸山労働基準部長、安積賃金室長、下風賃金指導官 神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について （２）その他	
議　事　内　容	

○下風賃金指導官

少し早いですが皆様おそろいになりましたので、ただ今から、第３回兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会を開会します。

本日は、千田部会長と清田委員、金子委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第６条第６項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告いたします。

本日の審議は議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望の申出はございませんでしたので御報告いたします。

では、この後の進行につきましては、本日は部会長が御欠席ですので、部会長代理の三上委員にお願いいたします。

○三上部会長代理

今日は公益委員が一人ですが、よろしくお願いします。

それでは、議題に入りたいと思います。

本日は、部会長が欠席されていますので、公益側の議事録確認については私が行うこととします。また、労使それぞれの担当者については前回同様にお願いいたします。

前回８月 25 日の専門部会において、全会一致で改正の必要性ありとの決議を行いま

したので、本日は、議題（１）「兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の審議について」として、金額の審議となります。
　今までの審議の中でお話しいただいている部分もあるかもしれませんが、まず、労使それぞれから金額審議に当たっての金額提示及びその理由等を御発言いただき、そこから審議を進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。
　最初に労使それぞれでの打ち合わせの時間は必要でしょうか。

○労使委員
　お願いします。

○三上部会長代理
　では、15 分程度でお願いします。

　（労使それぞれ、別室で意見調整）

○三上部会長代理
　それでは、審議を再開します。
　では、申し出をいただいた労働者側委員から理由とともに金額提示をお願いできますか。

○圓行委員
　それでは、労働側の主張を圓行からさせていただきます。
　兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の現行 1,188 円は、年間 2,000 時間働くことでワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円を少し超える水準であり、同産業の最低賃金近傍で働く労働者の生活の維持や、同産業の魅力を高めていくには、特定最低賃金を継続的に引き上げることが産業の発展にも寄与すると考えます。
　さらに、今年の春闘においては、兵庫県の多くの輸送業が加盟する基幹労連においても、昨年に続き賃上げが実現するとともに、各社での最低賃金改定も進められています。これは、輸送業における足下の不透明な環境にある中にあっても、各企業の発展と強化に向けた「人への投資」の必要性はもとより、生活不安の対応について使用者側の理解が示されたものと受け止めております。この労使の懸命な努力により実現した賃上げの流れを、輸送業に関わる全ての労働者へも波及させることが、輸送業の魅力を高めるとともに、そこで働く人々の生活の安定、経済の好循環の流れにつながるものと考えております。
　以上を踏まえ、具体的な改正額については、今回申出時に提出した最も低い金額 1,408 円への到達を目指しつつも、連合兵庫でまとめた春闘回答における賃金上昇は 5.01％を示しています。合わせて、現行の輸送業の環境等も踏まえ、段階的な到達として、現行 1,188 円に対し、積み上げ額プラス 59 円の合計 1,247 円を提示させていた

だきます。
以上、今回の改正額について考え方を述べさせていただきました。
輸送用機械器具製造業は、日本の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあり、ここ兵庫県においても、同業種の中心都市として大きな役割を担っております。また、産業の魅力を高め、技術・技能の伝承、人材の確保・定着など将来にわたる発展と成長を見据えるとともに、業界特有の専門性が求められる作業に見合う水準であることが必要と考えます。
今回の改正額に対し、労使のイニシアティブを発揮し、議論を深めて参りたいと考えておりますので、使用者側のより一層の御理解・御協力をお願いしたいと考えます。
以上でございます。

○三上部会長代理
ありがとうございました。
確認しますと、59 円引上げの 1,247 円ですね。
それでは、次に、使用者側委員からお願いします。

○鈴木委員
使用者側の考えを鈴木が述べさせていただきます。
昨今、足下の経済状況は消費者物価指数２％の伸びがあり、生活が厳しくなってきているというところは理解しております。
一方で企業の消費者物価はそれより更に上回る７％台で推移していることからすると、企業にとっての環境は非常に良くないという状況が続いております。
この企業消費者物価が上がっているうえに、更に賃金上昇ということを踏まえると企業は二重苦になってしまうという状況でございます。
昨今の基幹労連を中心とした賃上げは、基本的には大企業が中心となってけん引している状況で、最低賃金の影響を受ける中小零細企業の経営にとって非常に大きなインパクトを与えるものでございます。
また、賃上げにより産業の魅力を高めるということは理解するところではありますが、まずは各企業の個々の経営状況に応じた努力による対応が必要になってくると考えております。
大幅な賃上げを出来る企業は限られていることから、改正額としましては、昨年比プラス１円の 1,189 円を使用者側の提示といたします。

○三上部会長代理
ありがとうございました。
労使双方より、金額提示とそのお考えをお聞きしました。
労働者側は、59 円引上げの 1,247 円、使用者側は、１円引上げの 1,189 円という御主張でした。

労使双方の基本的な提示額をお聞きしましたが、その金額に開きがありますので、これから審議を続けていき、その金額の開きを詰めていきたいと思います。

ここからは、公益側委員が労使委員それぞれからお話をお聞きすることとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○労使委員

はい。

○三上部会長代理

では、最初に公益側と申し出いただいた労働者側とでお話しをさせていただき、その後、使用者側とお話しさせていただきます。

別室へお願いします。

（別室にて公労協議、その後公使協議）

○三上部会長代理

審議を再開します。

では、時間の関係もありますので、本日は、ここで一旦審議を終了したいと思います。

労使双方のお話をお聞きしましたが、本日の段階では労働者側は、59 円引上げの 1,247 円、使用者側は、1 円引上げの 1,189 円という御意見であり、労使の主張される金額にはまだ隔たりがあり、一致には至っていません。

労使ともに、もう少し審議を重ねたいという意向でありますので、次回も引き続き金額審議を行いたいと思います。

では次回の日程等について、事務局から説明してください。

○安積賃金室長

はい。９月 16 日（水曜日）午後３時からで予定しておりますが、よろしいでしょうか。

○三上部会長代理

では次回は、９月 16 日（水曜日）午後３時からの開催とします。

次回は金額審議の２回目となりますが、引き続き公開とします。次回の審議に臨むにあたって、労使それぞれでしっかりと意見調整をお願いしておきます。事務局は他に何か連絡事項とかありますか。

○安積賃金室長

ありません。

○三上部会長代理

それでは、本日はこれで終わります。お疲れ様でした。

○各委員

お疲れ様でした。

三上　喜美男

圓行　弘幸

伊藤　敦